

議案第 11 号

令和 6 年度
事業計画

社会福祉法人舟見寿楽苑

1 事業概要

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホーム舟見寿楽苑（定員100名）
- イ 地域密着型特別養護老人ホーム喜楽苑（定員29名）

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 老人短期入所事業（ショートステイ定員3名）
- イ 老人デイサービス事業（デイサービスセンター定員35名）
- ウ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

(3) 収益事業

- ア 舟見寿楽苑診療所

(4) 公益事業

- ア 居宅介護支援事業（在宅介護支援センター）
- イ 地域交流ホーム

2 基本理念

- (1) 入居者（利用者）の命と尊厳を守り、今までの暮らしが継続できるように努めます。
- (2) 地域福祉の拠点となり、地域における福祉の向上に努めます。

3 基本方針

- (1) 入居者（利用者）一人ひとりの意思を尊重し、「安全、安心」を基本とし、「笑顔」「思いやり」「気配り」に努め、入居者（利用者）のニーズに基づいたケアプランの作成とケアプランに沿った介護の提供に努めます。
- (2) 入居者（利用者）のニーズに応え、生活の質の向上に努めます。
- (3) 認知症進行予防と寝たきり防止を図るため、日中は出来る限りベットから離れた生活を送れるように努めます。
- (4) 疾病の有る入居者に対しては、嘱託医及び医療機関と連携しながら心身状態の観察・把握に努め、早期発見・早期対応に努めます。
- (5) 人権を守り、プライバシーの保護に努めます。
- (6) 地域社会との関わりを持ち、地域に必要とされるよう努めます。

- (7) 関係市町村、他の介護保険サービス事業者、その他の保健医療、福祉サービス事業者等との連携に努めます。

4 法人全体の取り組み

- ① 令和6年度は、介護報酬改定の年となります。
 - ・介護報酬の改定（4月）
 - ・介護職員等処遇加算に一本化（6月）
 - ・基準費用額居住費の引き上げ（8月）
 - ・義務化された、高齢者虐待防止、認知症の研修、感染症の予防及びまん延防止、業務継続計画（感染症・災害）の訓練、栄養マネジメント、口腔衛生の強化等の対応に努めます。
- ② コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防に努め、入居者の健康・生活を守り、安全で安心なサービスの提供に努めます。
- ③ 特養2階多床室において、入居者一人ひとりと向き合い、入居者も職員もゆとりをもって負担なく支援が行えるよう、2セク・3セクとし、入居者主体である業務に努めます。
- ④ 世界情勢の影響を大きく受け、光熱費や食材・介護備品等の経費が増加しており、地域交流ホームも含め施設全体の経営状況は今後ますます厳しくなる事が予想されます。経営の安定を図るため、事業稼働率を維持し、収入の確保に努める一方、諸経費の節減に努め、支出の抑制を図るなど、効率的・効果的な財務管理の適正化に努めます。
- ⑤ 介護職員等の確保と定着のため、介護職員処遇等加算を活用した職員の処遇改善にも引き続き取り組んでいきます。
- ⑥ 老朽化した設備環境の点検（不備事項）に伴う修理、修繕、取替え等に努めます。
- ⑦ ケアの統一を図り入居者（利用者）に負担のないケアを提供します。
- ⑧ 個別の心身状態の把握にも努め、安全対策担当者を中心に、同事故・類似事故の再発防止に努めます。
- ⑨ 事故や虐待の温床になる不適切ケアの廃止に取り組めます。
- ⑩ サービスの質向上の為、委員長を中心とし、係長・委員会メンバーと連携を

図り適切な委員会活動（事前準備・開催時期・検討内容）が出来るように連携に努めます。

5 運営方針

介護保険法の趣旨に従い、入居者（利用者）一人ひとりに寄り添うケアを行い、入居者（利用者）が安心・安全な生活ができる環境づくりに努めます。

また、地域福祉従事者として、法令、就業規則等を遵守するとともに、施設内外の研修を実施し、職員の資質向上に努め、人事評価を通して、人財育成に努めます。

重点項目

- (1) サービスの質の向上
- (2) 防災対策
- (3) 地域との連携
- (4) 職員の人材育成及び確保・定着
- (5) 保健衛生
- (6) 安定した運営
- (7) 施設設備の整備
- (8) 備品購入計画
- (9) 施設設備計画

(1) サービスの質の向上

- ① ケアプランに即した生活支援
- ② 看取り介護の継続
- ③ 不適切ケア廃止への取り組み
- ④ 入居者のご家族との繋がりを維持（面会の確保、連絡等）
 - ・感染症の状況を考慮しながら、入居者のご家族の面会がスムーズに行えるよう、その都度配慮を行う。
- ⑤ 「身体拘束ゼロ」、「高齢者虐待ゼロ」、「介護事故等の防止」、「認知症への対応力向上」の取り組み

- ⑥ 同事故・類似事故の再発防止の安全対策担当者（法定配置）の配置
- ⑦ 意見や要望・苦情に向けた速やかな対応
- ⑧ 入居者（利用者）一人ひとりの身体状況や健康管理と看護ケア
- ⑨ 疾病への早期対応と医師や協力病院との連携（24時間対応）
- ⑩ 入居者（利用者）が健康な生活を送れるよう栄養バランス摂れた食事の提供や「季節」を感じられる行事食等の提供
 - ・入居者（利用者）の咀嚼や嚥下状態に合った食事の提供
 - ・感染症発生時におけるディスポ食器の使用や備蓄食品の使用
 - ・感染症及び食中毒の予防対策。（備蓄食品を使用した簡易献立の組み立て）
 - ・残菜量の減少・食品ロスへの削減
- ⑪ 苑内・外の行事の実施
 - ・苑内季節行事
 - 4月（お花見・ドライブ）、5月（端午の節句）、6月（おやつ作り）
 - 7月（七夕・夏祭り）、8月（追悼法要）、9月（運動会・敬老会）、
 - 12月（クリスマス会）、1月（新年お楽しみ会）、2月（節分）、
 - 3月（雛祭り）、誕生会（毎月）等

（2）防災対策の推進

- ① 地震等の自然災害の発生に伴うBCP（事業継続計画）の訓練（シミュレーション）の実施
- ② 防災に対する整備を点検し、訓練の実施
 - ・通報・消火訓練
 - ・避難訓練年2回（内1回が夜間想定）
 - ・消防設備保守点検
 - ・災害時の職員安否確認等

（3）地域との連携

- ① 広報紙やホームページによる、地域の方に施設内容等の情報提供及び公開
- ② 地域交流ホームの設備のメンテナンス、衛生面の強化（水質検査等）
- ③ ボランティアの受け入れ

- ・感染状況を考慮しながら地域との交流やボランティアの受け入れを行っていく

(4) 職員の人材育成及び確保・定着

① 業務に必要な資格取得の支援

(介護支援専門員更新支援、初任者研修、ユニットリーダー研修等)

② 無資格者への認知症介護基礎研修の受講推進

③ 施設内外研修への参加推進。(zoomによる研修)

④ 他施設、他事業者との情報交換(交流)への参加

⑤ IT活用による記録時間の軽減

⑥ 残業の防止と有給取得の推進

⑦ ストレスチェック

⑧ E式考課システム

⑨ 職員の福利厚生や働きやすい職場づくり

⑩ 福祉機器・用具の活用(腰痛予防)

⑪ 労災事故防止と職場内環境の整備、交通安全の啓発

⑫ 職員の健康経営を目指す取り組みの継続。(健康企業宣言) 全国健康保険協会

⑬ 地域教育機関の実習生の受け入れ

⑭ 諸会議の開催

- ・係長会議(月1回)
- ・介護員及び看護員会議(随時)
- ・各委員会会議(随時)
- ・運営会議(随時)

⑮ 施設サービス向上のため、以下の委員会の設置

- ・入居検討委員会(入居申請者の入居待機順位の検討)2か月に1回開催
- ・衛生委員会(職員の労働衛生及び健康管理に関する協議)
- ・接遇、認知症委員会(接遇及び認知症状に関する対策・研修)
- ・事故防止委員会(事故の再発防止検討・研修)
- ・感染症対策委員会(感染症発生・予防に関する対策と協議・研修)
- ・身体拘束適正化及び虐待防止委員会(身体拘束廃止及び虐待防止策の検討・研修)

- ・苦情処理委員会（苦情の受け付け、解決策及び検討）
- ・褥瘡予防委員会（褥瘡予防・対応策の検討・研修）
- ・看取り委員会（看取りケアにおける資質向上・研修）
- ・防災委員会（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
- ・法定研修（訓練）の実施

防災避難訓練

事故の発生又はその再発防止に関する研修

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修

高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修等

（５）保健衛生

① 入居者の健康管理

- ・健康診断（レントゲン検査）
- ・医師の指示による検査の実施及び受診
- ・インフルエンザ予防接種
- ・コロナワクチン予防接種

② 職員の健康管理

- ・職員の健康診断 年１回 夜勤職員 年２回
- ・生活習慣病予防検診の推進
- ・栄養士及び調理員の検便 月１回
- ・インフルエンザ予防接種
- ・日々の健康管理（体温測定等）
- ・腰痛予防…①定期健康診断の実施
 - ②就業前の腰痛体操の実施（腰痛予防と意識づけ）
 - ③福祉用具の活用と職場の環境整備等

（６）安定した経営

① 新規入居者の速やかな受け入れ

- ・施設の稼働率や入居者様の入退居及び入退院の効率的な調整
- ・退居者が出た後、一日も早い新入居が可能となるよう、面接・判定を事前に済

ませておくだけでなく、候補者ご家族との連絡を密にし、現在の状況を把握しておくと共に空床が出来た際に早く動いていただけるよう協力を求める。

② 地域のケアマネジャー及び新川地域施設関係者との連絡・情報交換

③ 利用者家族（在宅サービス）の心身機能の維持・負担軽減

④ コンプライアンスの徹底と法令順守

⑤ コスト削減、財務管理、経理処理等

- ・書類や物の片付け、消耗品の整理整頓に努め、関連する事務備品の見直しを行い、コスト減に繋げる。

- ・アシシステム税理士法人による会計監査（毎月）

⑥ 広報誌の発行

⑦ ホームページの更新（随時）

（7）施設設備の整備

- ・老朽化設備、物品の更新の必要性についての検討

- ・安全に係る設備や物品を最優先に検討、優先順位をつけ更新を実施

- ・老朽化著しい場所を中心に修繕箇所の取りまとめ

- ・介護のICT化ナースコール設備、エレベーター、非常用電源等、優先順位の高い項目から修繕の実施（外装、内装、設備、什器備品）

- ・非常時及び感染症に必要な備品の確保

- ・福祉機器・用具の点検及び整備・交換、建物保守点検・消毒

（8）備品購入計画

- ・ベットの更新

（9）施設整備計画

- ・ICT導入による業務の負担低減や業務効率化

- （インカム、見守りセンサー等）

- ・デイサービス側のエレベーターの更新の検討

- ・屋内・屋外の塗装工事

- ・給水水中ポンプの更新の検討

- (10) 離床・見守りセンサー等の介護ロボット等の活用により、介護職員の介護負担の軽減及び腰痛予防の軽減及びICT化の検討
 - ・6月よりデモ機利用し試験運用（見守りセンサー）
- (11) 苑車運転について、酒気帯びの有無の継続
- (12) ハラスメント（モラハラ・カスハラ等）の防止の継続

6 理事会、評議員会、監査会等の開催

- (1) 理事会 年3回（6月、12月、3月）
- (2) 評議員会 年1回（6月）
- (3) 監査会 年2回（6月決算監査・12月中間監査）